

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和47年 5月 1日条例第 7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年上越市条例第117号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。